

令和6年9月11日
茨城県保健医療部保健政策課
課長 小野 幸子
(担当：笹口 内線 3112)
直通：029-301-3117
茨城県中央保健所
所長 吉見 富洋
(担当：稲葉)
直通：029-241-0434

結核公費負担決定に係る患者票の記載内容の誤り及び誤送付について

中央保健所において、結核患者に対する公費負担決定に係る患者票について、入院医療機関名の記載誤り及び入院先ではない別の医療機関に対し患者票を誤送信する事案が発生いたしました。

患者とそのご家族並びに県民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしてしまったことを深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

(1) 経緯

2024年7月24日	中央保健所がA医療機関から結核による入院届等を受付 (以後、申請者と公費負担についてのやり取りを実施)
9月5日	中央保健所から、結核医療費公費負担のために結核患者票を発行し、申請者及び本件と関係のないB医療機関に郵送
9月6日	B医療機関から自院の患者でない患者票が届いた旨の連絡があり、患者票の医療機関名の誤記と送付先間違いが発覚

(2) 誤送信により漏えいした個人情報

対象者の氏名、生年月日、居住地、被保険者等の別、入院期間、医療費の自己負担額

2 発覚後の対応

- 申請者に対し、電話及び訪問により患者票の誤記載と送付先医療機関の誤りについて謝罪（9月6日電話連絡、9日訪問）。
- B医療機関に対し、誤送付した患者票を回収した。（9月6日）

3 発生原因

- 文書作成時の入力間違い及び記載内容の確認もれによるもの

4 再発防止策

- 現在は基本となる台帳を確認しながら、患者票様式に手入力しているが、これを台帳と連動させることで、手入力による単純な入力誤りを防ぐ。
- メール送信時と同様に、郵送の際にも内容確認のダブルチェック体制を徹底する。